

平成16年第2回三重県議会定例会提出予定議案概要

区 分	件 名	概 要																
◎予算 (1件) 総務局 ◎条例案 (10件) 地域振興部	平成16年度三重県一般会計補正予算(第1号) 三重県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例案	<table border="1" data-bbox="767 338 1437 566"> <tr> <td>予 算</td> <td>1 件</td> <td rowspan="5">} 議案</td> <td rowspan="5">1 8 件</td> </tr> <tr> <td>条 例 案</td> <td>1 0 件</td> </tr> <tr> <td>そ の 他 議 案</td> <td>7 件</td> </tr> <tr> <td>報 告 出</td> <td>2 4 件</td> </tr> <tr> <td>提 出</td> <td>1 件</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4 3 件</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第9条第1項の趣旨にのっとり、県の機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、県民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とするものである。</p> <p>(公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行)</p> <p>(主な制定項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例等の規定により書面等によることとしている申請、届出、処分通知等について、書面に加えオンラインによることを可能とする。 ・ 条例等の規定により書面等によることとしている縦覧、作成等について、電磁的記録によることを可能とする。 	予 算	1 件	} 議案	1 8 件	条 例 案	1 0 件	そ の 他 議 案	7 件	報 告 出	2 4 件	提 出	1 件	計	4 3 件		
予 算	1 件	} 議案	1 8 件															
条 例 案	1 0 件																	
そ の 他 議 案	7 件																	
報 告 出	2 4 件																	
提 出	1 件																	
計	4 3 件																	

区 分	件 名	概 要
地域振興部 つづき	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案	<p>地方自治法第252条の17の2第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第1項の規定に基づき、知事及び三重県教育委員会の権限に属する事務の一部を市町村が処理することについて改正を行うものである。 (平成16年10月1日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 志摩市の設置に伴い、次の事務を志摩市が処理することとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 公職選挙法施行令に基づく事務 (2) 墓地、埋葬等に関する法律に基づく事務 (3) 三重県漁港管理条例に基づく事務 (4) 三重県屋外広告物条例に基づく事務 ・ 志摩市の設置に伴い、次の事務に係る規定を整備する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 租税特別措置法に基づく事務 (2) 化製場等に関する法律に基づく事務 (3) 戦傷病者特別援護法に基づく事務 (4) 三重県生活環境の保全に関する条例に基づく事務 (5) 三重県文化財保護条例に基づく事務
総務局	志摩市の設置に伴う関係条例の整理に関する条例案	<p>志摩市の設置に伴い、関係条例の規定を整理するものである。 (平成16年10月1日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次に掲げる条例において規定を整理する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 三重県地域農業改良普及センター条例 (2) 三重県立高等学校条例 (3) 三重県警察の組織に関する条例 (4) 三重県公営企業の設置等に関する条例 (5) 三重県水道供給条例 (6) 三重県行政機関設置条例

区 分	件 名	概 要
地域振興部	地方自治法第八条第二項の規定による町としての要件に関する条例の一部を改正する条例案	<p>市町村合併の推進のため、町としての要件の特例を設けるものである。</p> <p>(公布の日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方自治法第7条第1項の規定に基づき町の区域の全部を含む区域をもって町を設置する処分のうち市町村の合併の特例に関する法律第2条第1項に規定する市町村の合併に係るものについては、当該処分により設置されるべき当該普通地方公共団体が本則各号に掲げる要件のいずれかを備えていない場合であっても、当該各号に掲げる要件を備えているものとみなすものとする。
農水商工部	三重県特別会計条例の一部を改正する条例案	<p>独立行政法人中小企業基盤整備機構法等の施行に伴い、規定を整備するものである。</p> <p>(平成16年7月1日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> 三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計の設置についての規定を整備する。

区 分	件 名	概 要
総務局	三重県手数料条例の一部を改正する条例案	<p>薬事法等の一部改正にかんがみ、手数料についての規定を整備するものである。 (平成16年10月1日(一部公布の日)から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <p>(1)手数料の追加 ・薬事法関係</p> <p>(2)手数料の改正 ・建設業法関係</p>
	三重県県税条例の一部を改正する条例案	<p>地方税法の一部改正に伴い、個人の県民税、不動産取得税及び自動車税についての規定を整備するものである。 (平成17年1月1日(一部公布の日、平成16年7月1日、平成17年4月1日)から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生計同一妻に対する均等割の非課税措置及び老年人控除を廃止する。 ・不動産取得税に関する規定を整備する。 ・新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置を講ずる。

区 分	件 名	概 要
総務局 つづき	三重県農村地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例案	<p>農村地域工業等導入促進法第10条の地区等を定める省令の一部改正等にかんがみ、県税の特例措置について改正を行うものである。</p> <p>(公布の日(一部平成17年1月1日)から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業税、不動産取得税及び県固定資産税の課税免除の適用を受ける設備の新設又は増設の期限を平成18年3月31日(現行 平成16年3月31日)まで延長するものとする。
病院事業庁	三重県総合保養地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例案	<p>総合保養地域整備法第9条の地方公共団体等を定める省令等の一部改正にかんがみ、県税の特例措置について改正を行うものである。</p> <p>(公布の日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不動産取得税及び県固定資産税の不均一課税の適用を受ける特定民間施設の設置期限を平成18年7月14日(現行 平成16年7月14日)まで延長するものとする。
	三重県病院事業条例の一部を改正する条例案	<p>県民の多様な医療ニーズに的確に対応するため、使用料についての規定を整備するものである。</p> <p>(平成16年7月1日(一部平成16年10月1日)から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師等による医療相談に係る使用料を設ける。

区 分	件 名	概 要
◎その他議案 (7件) 地域振興部	市町村の廃置分合について	<p> 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 7 条第 1 項の規定により、平成 16 年 11 月 1 日から、上野市、阿山郡伊賀町、同郡島ヶ原村、同郡阿山町、同郡大山田村及び名賀郡青山町を廃し、その区域をもって新たに伊賀市を置くものである。 </p>
	市町の廃置分合について	<p> 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 7 条第 1 項の規定により、平成 17 年 1 月 1 日から、松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯南町及び同郡飯高町を廃し、その区域をもって新たに松阪市を置くものである。 </p>
	市町の廃置分合について	<p> 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 7 条第 1 項の規定により、平成 17 年 1 月 11 日から、亀山市及び鈴鹿郡関町を廃し、その区域をもって新たに亀山市を置くものである。 </p>

区 分	件 名	概 要
県土整備部	工事請負契約の変更について	<p>宮川流域下水道（宮川処理区）宮川浄化センター第1砂ろ過施設（土木・建築）建設工事</p> <p>○工事場所 伊勢市大湊町 地内</p> <p>○契約金額 変更前 652,320,900 円 変更後 649,629,750 円</p>
総務局	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の受託をするための協議について	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、三重地方税管理回収機構に係る議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の一部を受託するため、協議するものである。</p>
環境森林部	三重県環境基本計画の変更について	<p>今日の環境問題に的確に対応するため、平成9年6月三重県環境基本条例に基づき策定した基本計画の全部を変更するものである。</p> <p>（主な変更内容）</p> <p>（1）目標とする環境保全のための施策分野に次の4項目を追加するとともに見直しを行い、14項目を16項目に改めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化の防止 ・化学物質に起因する環境リスク対策の推進 ・森林・農地・沿岸海域の環境の保全 ・環境経営の推進 <p>（2）施策分野に掲げる48の数値目標を、16の数値目標に改めるものとする。</p>

区 分	件 名	概 要
<p>生活部</p> <p>◎報告 (24件) 警察本部</p>	<p>三重県総合文化センターの 指定管理者の指定について</p> <p>専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p> <p>専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p>	<p>1 提案理由 三重県総合文化センター（以下「センター」という。） の一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、センターの 管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <p>2 指定管理者 所在地 津市一身田上津部田 1234 番地 名 称 財団法人三重県文化振興事業団 理事長 武村泰男</p> <p>3 指定の期間 平成 16 年 10 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までとす る。</p> <p>平成 15 年 9 月 25 日名賀郡青山町阿保地内の国道 165 号において発生した名張警察署所属に係る自動車による公務 上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 115,119 円</p> <p>平成 15 年 10 月 24 日津市高茶屋小森町地内の国道 16 5 号において発生した名張警察署所属に係る自動車による公 務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 138,295 円</p>

区 分	件 名	概 要
警察本部 つづき	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成15年11月10日松阪市宮町地内の国道42号において発生した松阪警察署所属に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 313,887円
	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成15年11月30日四日市市泊小柳町地内の駐車場において発生した四日市南警察署所属に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償の額 75,064円
	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成15年12月11日津市羽所町地内の市道において発生した情報管理課所属に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償の額 34,090円
	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成15年12月17日四日市市新正地内の国道1号において発生した機動捜査隊所属に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償の額 443,232円

区 分	件 名	概 要
警察本部 つづき	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成16年1月3日亀山市東町地内の県道亀山停車場石水 溪線において発生した亀山警察署所属に係る自動車による公 務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償の額 116,200円
	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成16年2月2日伊勢市神田久志本町地内の駐車場にお いて発生した伊勢警察署所属に係る自動車による公務上の事 故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 162,750円
	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成16年2月25日四日市市鵜の森地内の駐車場におい て発生した四日市南警察署所属に係る自動車による公務上の 事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 109,200円
県土整備部	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成16年2月3日名張市中知山地内の県道名張曾爾線に おいて、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠 償の額について和解した。 損害賠償額 173,040円

区 分	件 名	概 要
県土整備部 つづき	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成16年2月3日名張市中知山地内の県道名張曾爾線に おいて、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠 償の額について和解した。 損害賠償額 46,550 円
総務局	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成16年3月1日度会郡南島町道方地内の県道伊勢南島 線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損 害賠償の額について和解した。 損害賠償額 110,269 円
	平成15年度三重県一般会 計繰越明許費繰越計算書	地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づくもの。

区 分	件 名	概 要
総務局 つづき	平成 15 年度三重県一般会 計事故繰越し繰越計算書	地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定に基づくもの。
健康福祉部	平成 15 年度三重県立小児 心療センターあすなる学園 事業特別会計繰越明許費繰 越計算書	地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づくもの。
県土整備部	平成 15 年度三重県港湾整 備事業特別会計繰越明許費 繰越計算書	地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づくもの。

区 分	件 名	概 要
<p>県土整備部 つづき</p>	<p>平成15年度三重県流域下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書</p>	<p>地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づくもの。</p>
	<p>平成15年度三重県流域下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書</p>	<p>地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づくもの。</p>
<p>企業庁</p>	<p>平成15年度三重県水道事業会計予算繰越計算書</p>	<p>地方公営企業法第26条第3項の規定に基づくもの。</p>

区 分	件 名	概 要
企業庁 つづき	平成15年度三重県工業用 水道事業会計予算繰越計 算書	地方公営企業法第26条第3項の規定に基づくもの。
	平成15年度三重県電気事 業会計予算繰越計算書	地方公営企業法第26条第3項の規定に基づくもの。
	平成15年度三重県水道事 業会計継続費繰越計算書	地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定に基づくもの。
	平成15年度三重県電気事 業会計継続費繰越計算書	地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定に基づくもの。

